

リサイクル燃料備蓄センター設工認
設 1-補-003
2021 年 5 月 6 日

リサイクル燃料備蓄センター
設計及び工事の計画の変更認可申請書
(補足説明資料)

設工認申請書の記載方法について

令和 3 年 5 月

リサイクル燃料貯蔵株式会社

目次

1. 目的	1
2. 申請書の記載の基本方針	1
3. 設備の重要度（機器グループ）に応じた記載方法の考え方	1
3. 1 申請書の構成	1
3. 2 申請書の記載方法の標準	2
3. 3 設備の重要度（機器グループ）に応じた記載方法の要点	3
4. 分割申請を考慮した記載方法の考え方	6
4. 1 分割した申請書の記載の基本方針	6
4. 2 分割した申請書の記載方法の要点	6
4. 3 第1回申請書に記載しない項目に対する記載方法	7
5. 項目毎の記載方法の要点	9
5. 1 基本設計方針の記載方法	9
5. 2 要目表の記載方法	12
5. 3 準拠すべき主な法令，規格及び基準の記載方法	15
5. 4 工事の方法の記載方法	16
5. 5 添付の記載方法	18

1. 目的

本資料は、事業の変更許可を受けたリサイクル燃料備蓄センター（以下「施設」という。）を構成する設備の工事の計画の変更認可申請書について、記載方法について説明するものである。

2. 申請書の記載方法の基本方針

適合性確認対象設備の詳細設計について、規則等^{※1}に従って、事業の変更許可との整合性及び技術基準への適合性の説明について、内容が重複しないよう、設備の重要度（機器グループ）に応じた詳細度で記載する。

※1：燃料貯蔵規則第四条，試験研究用等原子炉施設及び核燃料施設に係る設計及び工事の計画の認可の審査並びに使用前確認等の進め方について（原子力規制庁，2020.9.30），実用炉規則別表第二並びに発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド（原子力規制委員会，2013.6.19）

3. 設備の重要度（機器グループ）に応じた詳細度での記載の考え方

3. 1 申請書の構成

申請書の本文として記載する「申請対象設備の設計及び工事の計画」の構成については以下のとおりとする。

- (1) 施設全体として技術基準規則の条文要求に適合させる事項（以下「施設共通」という。）については「施設共通」の項目として最初に記載し、個別施設として技術基準規則の条文要求（例えば第二十三条（予備電源））に適合させる事項（以下「個別施設」という。）については「個別施設」の項目として「施設共通」の項目の次に記載する。
- (2) 個別施設では、「基本設計方針」、「設計仕様」、「準拠すべき主な法令，規格及び基準」、「工事の方法」の順に記載する。なお，各項目に記載する具体的な事項の記載順については，技術基準規則の条文の順とする。
- (3) 本文に記載した事項を補足する説明書については，添付書類として本文の記載順で申請書に添付する。

3. 2 申請書の記載方法の標準

(1) 基本設計方針

事業の変更許可の申請書本文と添付六の記載内容と整合し、かつ、技術基準への適合性を説明できる設計方針（評価を含む。）を記載する。

技術基準の要求はないが事業の変更許可との整合性の観点から記載が必要な設備については、設備名称、機能要件及び一般的な製品の仕様のうち必要事項を記載する。

(2) 要目表

基本設計方針に沿って詳細設計した設備の仕様のうち、技術基準への適合性を説明するために必要な仕様及び機能要求を確認するために必要な仕様等（名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、取付箇所等のうち必要な事項。以下「設備仕様」という。）及び個数を記載する。

(3) 準拠すべき主な法令、規格及び基準

設計及び工事の計画が技術基準に適合することを説明するために準拠すべき法令、規格及び基準を記載する。

(4) 工事の方法

設備仕様及び性能の確認、基本設計方針に記載されている事項の確認、並びに設計及び工事に係る品質マネジメントシステム通りに実施していることの確認ができる工事の方法を記載する。

(5) 添付書類

施設共通の基本設計方針、個別施設の設備仕様を補足する説明書又は設備仕様の根拠となる書類（関係する図面や計算書を含む。）を添付する。

3. 3 設備の重要度（機器グループ）に応じた記載方法の要点

申請書の記載の基本方針に基づき、記載方法の標準に加え、設備の重要度（機器グループ）に応じて以下を考慮して記載する。

(1) 共通事項

- a. 重要な施設以外の設備については、設計方針、基本仕様、性能、個数、設置場所及び基本図面等を添付することとし、耐震計算書や設計の過程における計算に関する説明書の添付は省略する。
- b. 一般産業用工業品については、更新や交換等の方針に関する説明書を添付する（安全機能の健全性維持に関する説明書として記載を標準化する）。

(2) 個別事項

a. グループ①の設備

施設が保有する放射線のリスクを内包する設備であるため、このリスクを防護する基本的安全機能を高い信頼性で確保する設計が求められる。これを説明するために必要な材料・構造・性能について詳細設計した設計要件及び設備仕様を本文に記載し、設備仕様を補足する説明書や設備仕様の根拠となる説明書（関係する図面や計算書を含む。）を添付する。

また、グループ②-1の設備による基本的安全機能への影響評価の方針及び構造、材料の仕様を本文に記載し、評価及び評価の妥当性の説明書を添付する。

金属キャスクについては、工事の方法の特徴^{※2}を考慮し、型式毎に工事の方法を適用する。

※2：同一型式の複数の金属キャスクを順次搬入し所定の期間貯蔵する。

b. グループ②-1の設備

金属キャスクを支持又は安全に取り扱い若しくは保持する機能を確保する設計を説明するために必要な構造や性能の設計要件及び設備仕様を本文に記載し、設備仕様を補足する説明書や設備仕様の根拠となる説明書（詳細設計の方針、構造図等）を必要に応じ添付する（技術基準規則（抜粋）参照）。

技術基準規則（抜粋）

（搬送設備及び受入設備）

第十五条 使用済燃料を封入した金属キャスクの搬送及び受入れのために使用する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。

- 一 使用済燃料を封入した金属キャスクの搬送及び受入れを行う設備は、当該金属キャスクを安全に取り扱う能力を有するものであること。
- 二 使用済燃料を封入した金属キャスクの搬送及び受入れをするための動力の供給が停止した場合に、当該金属キャスクを安全に保持しているものであること。

c. グループ②-2の設備

その他安全機能を確保する設計を説明するために必要な性能の設備仕様を要目表に記載し、設備仕様を補足する説明書や設備仕様の根拠となる説明書（詳細設計の方針等）を必要に応じ添付する。

d. グループ③の設備

その他安全機能を確保する設計を説明するため、事業の変更許可と整合し技術基準に適合する設計の方針を基本設計方針に記載し、必要に応じ設備仕様を補足する説明書を添付書類として申請書に添付する。

以上整理した記載方法の標準及び設備の重要度（機器グループ）に応じた記載方法の要点を整理した結果を第3. 2-1表に示す。

第3. 2-1表 設備の重要度（機器グループ）に応じた申請書の記載方針

(2021. 3. 23 審査会合資料 資料3に基づき作成)

設備の重要度（機器グループ）		グループ①	グループ②-1	グループ②-2	グループ③	
設備		金属キャスク，使用済燃料貯蔵建屋	貯蔵架台 ^{※3} ，受入れ区域天井クレーン ^{※4} ，搬送台車 ^{※4}	仮置架台，たて起こし架台，検査架台，圧縮空気供給設備，計測制御系統施設 ^{※4} ，放射性廃棄物の廃棄施設，放射線管理施設，電気設備，消防設備	通信連絡設備，人の不法侵入等防止設備，安全避難通路	
設備が有する機能の基本的安全機能との関係性		基本的安全機能を有する施設	基本的安全機能を有する施設 以外の施設			
			基本的安全機能に影響するおそれがある施設	基本的安全機能に影響するおそれがない施設		
事業許可	添付六	基本的安全機能を確保する上で必要な施設		その他安全機能を有する施設		
設工認	審査上の扱い ^{※7}	重要な施設	重要な施設以外の施設			
	記載の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 施設共通の技術基準を満足し基本的安全機能を確保できるように詳細設計したことを記載する。 詳細設計の根拠を記載する。 グループ②-1の設備の基本的安全機能への影響評価を記載する。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設共通の技術基準を満足し，金属キャスクを支持，安全に取り扱い等できるように詳細設計したことを記載する。 詳細設計の根拠を記載する。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設共通の技術基準を満足し，その他安全機能を確保するように詳細設計したことを記載する。 詳細設計の根拠を記載する。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設共通の技術基準を満足し，その他安全機能を確保するように詳細設計したことを合理的に記載する。 必要に応じて詳細設計の補足事項を記載する。 	
	基本設計方針の記載事項 ^{※5}	許可申請書と整合し技術基準に基づく機能要件（グループ②-1の設備による影響評価の要件）	許可申請書と整合し技術基準に基づく機能要件	許可申請書と整合し技術基準に基づく機能要件	許可申請書と整合し技術基準に基づく機能要件	事業の変更許可と整合し技術基準に適合する設計の方針
	要目表の記載事項	<ul style="list-style-type: none"> 詳細設計した仕様 個数^{※8} 	<ul style="list-style-type: none"> 詳細設計した仕様 個数 	<ul style="list-style-type: none"> 詳細設計した仕様 個数 	<ul style="list-style-type: none"> 詳細設計した仕様 個数 	—
	添付書類に添付する主な説明書	<ul style="list-style-type: none"> 詳細設計の仕様の根拠 配置図 構造図 	<ul style="list-style-type: none"> 詳細設計の仕様の根拠 配置図 構造図 	<ul style="list-style-type: none"> 詳細設計の仕様の根拠 配置図 系統（接続）図 	<ul style="list-style-type: none"> 詳細設計の仕様の根拠 配置図 系統（接続）図 	<ul style="list-style-type: none"> 基本仕様の補足 配置図
	グループ②-1の設備による基本的安全機能への影響評価	—	—	—	—	

※3：単体では基本的安全機能は有していないが，申請書には使用済燃料貯蔵設備本体として，金属キャスクの記載の方法と同等に記載する。

※4：1/8伊方発電所第3号機 使用済燃料乾式貯蔵容器の設置に係る設工認申請書では，一般産業施設や公衆施設と同等の設計とする基本設計方針としている。

※5：技術基準要求がない設備の記載の方法は，許可整合の観点から，更なる信頼性向上を図る機能を有することについて，基本設計方針に記載する。

※6：審査の進め方（原子力規制庁，2020.9.30）に基づく重要な施設以外の施設の説明に充てることができる基本方針書の記載事項を参考に記載する。

※7：審査の進め方（原子力規制庁，2020.9.30）における設備の取り扱いを示す。施設的设计進捗を踏まえ，基本的安全機能を有する施設を設工認設計上の「重要な施設」と位置付けた。

※8：金属キャスクは，同一型式のものを長期に渡って順次貯蔵を行っていくことから，個数は記載しない。

4. 分割申請を考慮した記載方法の考え方

4. 1 分割した申請書の記載の基本方針

分割した申請書の記載に当たっては、以下の示す事項を基本方針とする。

- a. 電気設備の設置工事に着手するために必要な事項を第1回申請書の本文に記載し、他の施設は第2回申請書の本文に記載する。
- b. 申請書の本文に記載した全ての事項について事業の変更許可との整合性及び技術基準への適合性の説明に必要な事項を説明書として添付する。
- c. 第2回申請書は、施設の設計及び工事の計画について、認可された全ての設計及び工事の計画を確認できるように記載する

4. 2 分割申請における具体的な記載方法の考え方

分割申請における具体的な申請書の記載方法の考え方を、以下の通り整理した。

(1) 第1回申請書の記載方法について

(全般の記載方法)

- a. 申請書の記載項目については、全ての項目を記載する。
- b. 電気設備の設計及び工事の計画の説明のために必要な事項以外の事項については、資料構成を含めて次回申請事項であることを明確化する。

(項目毎の記載方法)

- c. 基本設計方針には、電気設備固有の事項に加えて施設共通の事項についても記載し、関連する説明書を添付書類に添付する。
- d. 要目表には、施設共通及び個別施設の基本設計方針に基づいて詳細設計した電気設備の設備仕様を記載する。
- e. 準拠すべき主な法令、規格及び基準には、電気設備の設計及び設置に必要な法令等を記載する。
- f. 工事の方法については、電気設備の設計が技術基準に適合する機能要件を満足すること、並びに設計及び工事の計画に係る品質マネジメントシステムに従っていることを説明できる工事の方法を記載する。

(2) 第2回申請書の記載方法について

(全般の記載方法)

- g. 申請対象設備のうち電気設備を除いた施設の設計及び工事の計画に関する事項を所定の記載方法に従って記載するとともに、必要な説

明書を添付する。

- h. 施設共通の技術基準への適合のために必要な事項のうち，第1回申請書に記載した事項については，第1回申請書での記載事項を引用することにより記載を合理化する。

(項目毎の記載方法)

- i. 工事の方法のうち，第1回申請書で標準化した工事の方法を適用できる場合には，第1回申請書での記載事項を引用することにより記載を合理化する。

4. 3 各申請書の具体的な記載方法 (第4. 2 (1) b.)

申請書の記載方法に従い，第1回申請書には全ての項目を記載するため，第1回申請の適合性確認対象設備以外の設備の記載項目に対する表記は，第4. 3-1図から第4. 3-3図の通りとする。

目次	
1. 概要	1
2. 評価条件及び評価結果	2
2.1 貯蔵施設敷地外の火災源に対する評価条件及び評価結果	2
2.1.1 森林火災	2
2.1.2 近隣の産業施設の火災・爆発	2
2.2 貯蔵施設敷地内の火災源に対する評価条件及び評価結果	3
2.2.1 貯蔵施設敷地内に設置する危険物貯蔵設備等の火災	3
2.2.2 航空機墜落による火災 次回申請	3
2.3 敷地内危険物貯蔵設備と航空機墜落による火災の重畳に対する評価条件及び評価結果 次回申請	4
2.4 火災による金属マスクへの熱影響評価に対する評価条件及び評価結果 次回申請	4

次回申請であることを示す。

第4. 3-1図 申請書添付書類の目次の記載方法 (例)

(添付書類の表紙) の記載 (例 2)

添付書類 3

添付 16-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書
(計測制御系当施設)

(添付書類の内容) の記載 (例 2)

本添付書類は、計測制御系当施設の設定根拠に関して説明するための書類である。

今回の申請範囲は電気設備であり、計測制御系統施設は申請範囲に含まれていないため、本添付書類の説明事項はない。

上記下線部は、設備に応じた技術基準規則の条文を活用し適切な記載とする。

第 4. 3 - 2 図 一部の添付書類全体が次回申請の場合の記載方法 (例)

2.4 火災による金属キャスクの熱影響評価に対する評価条件及び評価結果 次回申請

本項目は、今回の申請範囲外の説明であることから、次回申請にて申請する。

次回申請とする理由を記載する。

項目自体が次回申請である場合は、本文中のタイトルに記載する。

第 4. 3 - 3 図 添付書類として添付した説明書の一部が次回申請の場合の記載方法 (例)

5. 項目毎の記載方法の要点

技術基準への適合性を説明するために必要な詳細設計の事項及び工事の計画に関する事項を以下の通り整理した（審査結果を踏まえて当社設工認申請書作成要領へ反映する）。

5. 1 基本設計方針の記載方法

(1) 記載の基本方針

事業の変更許可の申請書本文と添付六の記載内容と整合し、かつ、技術基準に適合することを説明できる詳細設計の方針（機能要件や評価方針を含む。）を記載する。

なお、技術基準の要求はないが事業変更許可申請書との整合性の観点から記載が必要な設備については、設備名称、機能要件、一般的な製品の仕様及び個数のうち必要事項を記載する。

(2) 具体的な記載事項の考え方

a. 記載方法の基本事項

(a) 申請対象設備の詳細設計の方針

申請対象設備について、技術基準への適合性を説明するために必要な機能要件を記載する（適用が要求される指針等も含む）。

(b) 保安規定で定めるべき運用に関する事項の方針

事業許可本文記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件を記載するとともに、保安規定への繋がりを記載する。その際、必要に応じ、添付書類でその運用の詳細を記載する。

(c) 評価方針

事業の変更許可との整合性及び技術基準への適合性を説明するために必要な評価の方針を記載する。

(d) 施設の設計上適合する必要がない技術基準

施設の設計上適合する必要がない同技術基準規則の条文とその考え方を記載する。

b. 施設の設計を踏まえた変更前後の記載方法

(a) 基本的考え方

施設を構成する設備が多様な許認可状況であることを適切に考慮し、変更前の基本設計方針については法令の様式に捉われず現に適用された設計方針を記載し、変更後の基本設計方針については変更前の内容を適切に反映した記載とする。なお、記載に当たっては、以下の通り変更前後の記載について経緯も補足して記載する。

(b) 記載内容の整理について

(「変更前」の記載内容)

- ・「技術基準規則の要求事項等が新たに追加となったもの」については、「変更前」に「－」を記載する。
- ・既認可申請書に基本設計方針として記載がある場合は、「変更前」に既認可申請書の当該基本設計方針を記載する。
- ・既認可申請書の基本設計方針としての記載はないが、技術基準規則等の要求事項の追加の対応として、今回の申請書に基本設計方針として追加記載した内容と、従前から設計上実施または考慮していた内容が同じ場合は、記載の適正化として変更前に様式－7で整理したものを記載する。

(「変更後」の記載内容)

- ・新たに追加する設備、技術基準規則の要求事項等が変更又は追加となったものに対して、新規制基準の要求により、過去の設計方針からの記載事項の変更が生じることから、様式－7で事業変更許可申請書の本文、添付書類記載事項をもとに設計の概念、基本的な考え方等として基本設計方針に記載する事項とした内容を記載する。
- ・既認可申請書に基本設計方針の記載があり、上記の記載する事項とした内容と比較し変更がない場合（変更なし）を記載する。

上記記載内容の整理について、第5－1表に示す。

具体的な記載方法の詳細については、補足説明資料「基本設計方針変更前後の記載の考え方について」（設1－補－006）で説明する。

第5. 1-1表 変更前後表の記載分類について

記載 分類	変更前後比較表記載		記載種別
	変更前	変更後	
①	「-」	様式-7で整理した 基本設計方針	技術基準規則の要求事項等が新たに追加となつたもの
②	既認可申請書の記載	様式-7で整理した 基本設計方針	技術基準規則の要求事項等が変更となつたもの
③	変更後と同じ内容を，記載 の適正化して記載する	様式-7で整理した 基本設計方針	技術基準規則の要求事項等が追加となつたもの のうち従前から設計上実施していたもの
④	既認可申請書の記載	(変更なし) (様式-7で整理した基本設 計方針が「変更前」と同一の 記載内容である場合)	技術基準規則の要求事項等が追加・変更となつた もののうち従前の基本設計から変更のないもの

5. 2 要目表の記載方法

(1) 記載の基本方針

基本設計方針に沿って詳細設計した設備の仕様のうち、技術基準への適合性を説明するために必要な仕様^{※9}（名称，種類，容量，最高使用圧力，最高使用温度，主要寸法，材料，取付箇所等のうち必要な事項）及び個数を記載する。

なお，基本設計方針に記載した評価を満足することを説明するために必要な構造，材料及び性能の仕様及び取付箇所のうち必要事項についても記載する。

技術基準への適合性を説明するために必要な要目表記載項目の例を第5. 2 - 1表に示す。

※9：材料・構造・強度の場合は寸法や材料等が該当し，機能・性能の場合は容量，定格，範囲等が該当する。

(2) 具体的な記載事項の考え方

a. 基本事項

技術基準規則の規定内容に加え，以下の内容を踏まえて記載する。

- A. 容量又は注入速度及び揚程又は吐出圧力
- C. 主要寸法，外径及び厚さ
- D. 材料
- E. 個数
- F. 取付箇所
- K. 基本的安全機能の監視用検出器の種類

この他，面談での規制庁指摘を参考に，重要な施設以外の設備の記載の詳細度については，審査の進め方を踏まえて基本方針書の記載に充てることができる事項^{※10}を記載する。

※10：試験研究用等原子炉施設及び核燃料施設に係る設計及び工事の計画の認可の審査並びに使用前確認等の進め方について（原子力規制庁，2020.9.30）

b. 個別事項

(a) グループ①の設備

施設が保有する放射線のリスクを内包しており，このリスクを防護するための基本的安全機能を高い信頼性で確保する設計が求められることから，これを説明するために必要な材料・構造・性能について詳細設計した設計要件及び仕様本文に記載し，仕様の根拠の説明書（計算等を含む。）を添付する。

また、グループ②－１の設備による基本的安全機能への影響評価の方針及び構造，材料の仕様を本文に記載し，評価及び評価の妥当性を添付書類に記載する。

(b) グループ②－２の設備

機能要件の説明するために必要な名称，型式，定格の仕様及び個数に加えて，基本的安全機能への影響評価のために必要な配置情報を記載する。

火災防護設備については，消火設備の主配管としては，水源からポンプまで，ポンプから火災区画までの母管を記載の対象とする。

(c) グループ③の設備

基本的安全機能との関連も低いため，事業変更許可と整合し技術基準に適合する設計の方針を基本設計方針に記載する。

第5. 2-1表 要目表記載項目の例

機種 ^{※12}		記載項目 ^{※11}
1	容器	名称, 種類, 容量, 最高使用圧力, 最高使用温度, 主要寸法, 主要材料, 個数
2	安全弁	名称, 種類(型式), 最高使用圧力, 吹出圧力, 主要寸法, 主要材料, 取付箇所
3	主配管	名称, 流体の種類, 最高使用圧力, 最高使用温度, 外径, 厚さ, 主要材料
4	圧縮機	名称, 種類, 容量, 最高使用圧力, 最高使用温度, 吐出圧力, 主要寸法, 主要材料, 取付箇所, 原動機の種類, 出力, 個数
5	建物・構築物	名称, 種類(構造), 支持地盤の許容支持力度 ^{※12} , 支持地盤の極限支持力度 ^{※12} , 主要寸法, 主要材料, 個数
6	搬送設備	名称, 種類, 容量, 主要寸法, 主要材料, 個数, 取付箇所
7	機械装置類	名称, 種類, 容量, 個数, 取付箇所
8	電気設備	名称, 種類, 容量, 出力, 燃料(種類, 使用量), 個数, 主要寸法, 電圧, 相, 周波数, 取付箇所
9	計装設備	名称, 検出器の種類, 計測範囲, 個数, 取付箇所
10	放射線監視設備	名称, 検出器の種類, 計測範囲, 個数, 取付箇所

※11：機種及び記載項目については、今後、追加・変更となる可能性がある。

なお、要目表フォームとしては、本記載項目の中からさらに種類ごとに標準フォームを定め作成するものとし、種類毎の詳細は「要目表の作成要領」にて取り纏める。

※12：杭基礎の場合は支持地盤と杭の強度とする。

5. 3 準拠すべき主な法令，規格及び基準の記載方法

(1) 記載の基本方針

「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」に準じ，技術基準への適合に必要な法令，基準及び解釈等を明確化する。

(2) 具体的な記載事項の考え方

- a. 設計又は工事に当たって，直接準拠する法令，規格及び基準に加えて，規制体系を明確化するために，その上位法も記載する。

なお，当該政令，規則，基準及び規格の根拠となる規程や指針等については原則記載しない。

- b. 技術基準規則に準拠する法令，規格及び基準の識別番号や発行年（特定情報）の記載のあるものは，当該特定情報も記載する。

- c. 原子力固有の規格及び指針については，施設の特異性を踏まえて識別番号を記載するが，JIS等の一般産業製品として適用すべき規格及び指針の場合，識別番号は記載しない。

5. 4 工事の方法の記載方法

(1) 記載の基本方針

a. 基本的考え方

技術基準規則の規定により施設しなければならない機器等が、期待される機能を確実に発揮することを示すため、当該工事の手順並びに使用前事業者検査の項目及び方法を記載する。

b. 記載方針

要目表に記載した設備の仕様を確認できること、並びに設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに従っていることを説明できるように、工事計画を記載する。

技術基準の要求がない設備の工事の方法については、更なる安全性向上に寄与することを示すため、必要に応じ添付書類に記載する。

c. 記載の合理化

類似する工事の方法については標準化して、施設共通の項目に記載する。

(2) 具体的な記載事項の考え方

a. 具体的な記載事項

以下に示す事項を記載する。

(a) 工事の手順

- ・材料受入れ
- ・加工
- ・組立て
- ・据付け

(b) 使用前事業者検査の項目及び方法

- ・工事の工程に応じて実施する検査項目
- ・検査場所
- ・検査方法
- ・判定基準等

(c) 特に留意すべき事項

以下に示す事項のうちから技術基準への適合性の説明に当たって必要な事項を記載する。

- ・工事の手順及び検査との関係を明確にしたフローチャート

b. 記載の合理化

(a) 記載に当たっては類似する工事の方法を標準化することによって記載を合理化する。

(b) 金属キャスクについては、工事の方法の特徴^{※13}を考慮し、型式毎に

同一の工事の方法を適用すること並びに発電所での使用済燃料の
収納を行うこと及び発電所での収納を考慮した試験及び検査の計
画を記載する。(3. 3 (2) a.)

※13：同型式の金属キャスクを順次搬入し所定の期間貯蔵する。

- (c) 第2回申請書に記載する工事の方法のうち第1回申請書で標準化
した工事の方法を適用できる場合には、第1回申請書に記載した
内容を引用した記載とする。(4. 2 (2) i.)

5. 5 添付の記載方法

(1) 記載の基本方針

- a. 施設共通の基本設計方針，個別施設の設備仕様を補足する説明書又は設備仕様の根拠となる書類（関係する図面や計算書を含む。）を添付する。
- b. グループ①の設備については，前記 a. 項の記載方針に加えて，グループ②－1 の設備の損傷等による基本的安全機能への影響を評価した書類を添付する。
- c. 重要な施設以外の設備（第 3. 2－1 表参照）については，計算書等の設計過程の添付を省略する。
- d. 一般産業用工業品については，採用の考え方及び更新や交換等の基本方針に関する説明を記載した書類を添付する（安全機能の健全性維持に関する説明書として記載を標準化する）。

(2) 具体的な記載事項の考え方

添付の説明書は，以下の構成を基本とする。

- a. 概要
 - b. 基本方針（技術基準規則及び解釈等の要求項目を含む。）
 - c. 評価（該当する場合）
 - d. 施設の詳細設計方針
 - e. 計算機プログラム（解析コード）の概要等（必要に応じて記載）
- 各事項の詳細な記載方法を第 5. 5－1 表の通り整理した。

第5. 5-1表 添付書類の記載事項に対する考慮事項（1/2）

章	具体的な記載内容及び留意事項
概 要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 説明書の目的や位置付けを記載する。 2. 条文に対応することを示すだけでなく、直接的な要求に対する説明に関連した事項についても記載する。 3. 他の説明書との関連性を記載する。
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当該添付書類で説明している全体の流れが分かる概要を記載する。 2. 当該施設の設置に当たって評価が必要な場合に、事業の変更許可での評価結果を用いる場合は、その評価結果及びそれを踏まえた設計方針を記載する。 3. 当該施設に係る技術基準規則及び解釈の要求を記載する。 4. 技術基準の要求はないが事業の変更許可との整合性の観点から記載が必要な設備については、その設計方針を記載する。 5. 関連する規格等を記載する。
評 価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 上記「基本方針」に記載した評価の詳細な内容を記載する。 2. 評価及び解析については、評価や解析の基本方針、評価方法、前提条件、評価結果の記載順を基本とした構成とする。 3. 解析については、前提条件、使用する計算式及び入力値等を明確にするとともに、出典元も記載する。なお、ガイド等に準ずる解析評価の場合、準ずる旨の記載だけでなく、評価内容についても記載する。

第5. 5-1表 添付書類の記載事項に対する考慮事項 (2/2)

章	具体的な記載内容及び留意事項
施設の詳細設計方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当該施設の基本設計方針及び要目表記載事項に係る詳細設計方針を記載する。 2. 「評価」も考慮した上で、技術基準規則及び解釈並びに事業許可基準規則を受けて事業変更許可本文に記載している約束事項等の要求に対して、基本設計方針及び要目表の記載事項が適合していることを記載する。
図 表	<ol style="list-style-type: none"> 1. 技術基準に適合することを説明するために必要な_系統図, 配置図, 構造図等を添付書類として申請書に添付する。 2. 原則として、要目表記載対象の設備に対する図面を本項に添付するものとし、基本設計方針記載対象の設備に関する図面については、添付書類の各説明書内へ必要に応じて添付するものとする。
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 設計や評価で用いた計算機プログラム（計算コード）の補足説明（結果の妥当性等）する書類を添付する。